



2009年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定

1級 学科試験

< 応用編 >

実施日 2009年9月13日(日)

試験時間 13:30~16:00(150分)

注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は9月13日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www.kinzai.or.jp/answer/fp.html>)

10月27日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1. 応用編の設例は，【第1問】から【第5問】まであります。
2. 各問の問題番号は，「基礎編」(50問)からの通し番号となっています。
3. 最後に，速算表等の資料がありますので，適宜利用してください。
4. 解答にあたっては，各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし，それ以外については考慮しないものとしてください。
5. 解答は，解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問51》～《問53》）に答えなさい。

《設 例》

X社に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（54歳）との2人暮らしである。X社は、満60歳の定年制を採用しているが、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、平成18年度から継続雇用制度を導入している。Aさんは、定年退職後もX社の継続雇用制度を利用して同社に勤務する予定であるが、65歳までの雇用確保措置や再就職援助措置について理解したいと考えている。

また、Aさんは、妻Bさんが病気で約1カ月間入院することになったため、健康保険の高額療養費制度についても知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、高年齢者の雇用確保措置や再就職援助措置および健康保険等の社会保険からの給付について、ファイナンシャル・プランナーであるCさんに相談することにした。

なお、Aさん夫婦の社会保険の加入歴等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成と社会保険の加入歴等 >

Aさん（本人）：昭和24年12月10日生まれ

：厚生年金保険の加入歴

・昭和43年4月1日から引き続き被保険者である。

：全国健康保険協会管掌健康保険に加入している。

・現在の標準報酬月額は560千円である。

：雇用保険の一般被保険者である。

Bさん（妻）：昭和29年11月5日生まれ

：厚生年金保険の加入歴

・昭和48年4月～昭和54年9月（78カ月）

：国民年金の加入歴

・昭和61年4月から現在に至るまで、第3号被保険者である。

・昭和54年10月から昭和61年3月まで任意加入し、保険料を納付していた。

：現在および将来も、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

：現在および将来も、障害基礎年金の受給権を取得することはないものとする。

子ども（2人）：長男と長女がいるが、ともに結婚して独立している。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問51》 高年齢者の雇用確保措置および再就職援助措置に関して、Cさんが説明した次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

定年年齢を65歳未満に定めている事業主は、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、平成18年4月1日から、その雇用する高年齢者の65歳までの雇用を確保するための措置（高年齢者雇用確保措置）として、「（a）定年の引上げ、（b）継続雇用制度の導入、（c）定年の定め廃止」のいずれかの措置を講じなければならない。ただし、高年齢者雇用確保措置の導入義務に係る年齢については、直ちに65歳までの引上げを企業に求めることは企業の負担が過大となるため、平成（ ）年4月1日までに段階的に引き上げられる。

また、継続雇用制度の導入については、希望者全員を対象とする制度の導入を原則とするが、（ ）により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に該当する高年齢者を対象とする制度の導入が認められている。

事業主は、「事業主都合による解雇等」または「継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定めた場合における当該基準に該当しなかったことによる退職」により離職予定の（ ）歳以上65歳未満の高年齢者等が希望する場合、高年齢者等の職務の経歴、職業能力等の再就職に資する事項および事業主が講ずる再就職援助措置を記載した「求職活動支援書」を作成し、当該高年齢者等に交付しなければならない。

語句群								
23	24	25	35	45	55	労使協定	就業規則	労働契約

《問52》 Aさんが、Bさんの療養に要する費用について、健康保険からの高額療養費を現物給付として受ける場合、Cさんが、以下の<資料>を使用して説明した次の文章の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

平成19年4月から、健康保険の被保険者または被扶養者が入院した場合、一医療機関の窓口で支払う一部負担金を、その世帯の所得区分に応じた自己負担限度額までとすることができる制度が()歳未満の者にも拡大された。ただし、この制度を利用するためには、事前に保険者に「健康保険限度額適用認定申請書」を提出し、「健康保険限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口健康保険限度額適用認定証と被保険者証を提出することが必要となる。

仮に、平成21年9月に、Bさんの病気入院で900千円の医療費がかかり、事前に健康保険限度額適用認定証の交付を受けていた場合、Aさんは、医療機関に一部負担金のうち()円を支払えばよく、実際の一部負担金との差額()円が現物給付されることになる。

<資料> 医療費の自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
低所得者	35,400円

《問53》 仮に，Aさんが，60歳の定年退職後もX社の継続雇用制度を利用して同社に勤務し，63歳で退職し，再就職しない場合，Aさんが退職後に受給できる特別支給の老齢厚生年金の年金額（物価スライド特例年金額，平成21年度価額）を求めなさい。計算過程を示し，答は円単位とすること。年金額の端数処理は，50円未満を切捨て，50円以上100円未満は100円に切上げとし，計算過程における端数処理は，円未満を四捨五入すること。なお，計算にあたっては，以下の＜条件＞と＜資料＞の計算式を利用すること。

＜条件＞

- (1) 厚生年金保険の被保険者期間
 - ・ 昭和43年4月～平成15年3月（420月）
 - ・ 平成15年4月～平成24年11月（63歳到達時点，116月）
- (2) 平均標準報酬月額および平均標準報酬額
 - ・ 平均標準報酬月額：390千円
 - ・ 平均標準報酬額：500千円

＜資料＞ 特別支給の老齢厚生年金の計算式（物価スライド特例年金額，平成21年度価額）

「特別支給の老齢厚生年金の年金額＝定額部分の額＋報酬比例部分の額＋加給年金額（注）」

- ・ 定額部分の額＝1,676円×被保険者期間の月数×0.985
- ・ 報酬比例部分の額＝（平均標準報酬月額×乗率×平成15年3月までの被保険者期間の月数＋平均標準報酬額×乗率×平成15年4月以後の被保険者期間の月数）×1.031×0.985

報酬比例部分の給付乗率（1,000分の）			
総報酬制導入前		総報酬制導入後	
新乗率	旧乗率	新乗率	旧乗率
7.125	7.5	5.481	5.769

（注）配偶者の加給年金額396,000円（物価スライド特例措置による平成21年度価額）は，一定の要件を満たしている場合のみ加算すること。

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問54》～《問56》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、10年前から株式投資を始めたが、株式相場の下落により損失が発生してしまった。今後は株式の発行企業の財務分析を行って長期的なスタンスでの成長株投資を行おうと考えている。具体的には、下記X社の株式の購入を検討しているが、財務データの見方について、ファイナンシャル・プランナーに相談することにした。なお、 $-$ はマイナスを表している。

【X社の財務データ】

(単位：百万円)

		21 期	22 期
資産の部合計		201,303	200,024
負債の部合計		68,055	60,653
純資産の部合計		133,248	139,371
(内 訳)	株 主 資 本	136,462	144,866
	評価・換算差額等	3,302	5,595
	少数株主持分	88	100
売 上 高		395,061	406,373
営 業 利 益		16,733	19,543
経 常 利 益		15,616	18,239
当 期 純 利 益		7,819	12,393
配 当 金 総 額		2,518	3,929

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問54》 企業全体の経営効率を測る代表的な指標である使用総資本事業利益率（ROA）に関する次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を答えなさい。

企業全体の経営効率を測る代表的な指標として、使用総資本事業利益率（ROA：Return on Assets）があり、（ ）に受取利息および受取配当と有価証券利息を加えて算出される（ ）を使用総資本で除して、求めることができる。また、この指標は、売上高（ ）率と（ ）回転率に分解して要因分析を行うことができる。

《問55》【X社の財務データ】に基づいて22期の 決算短信で公表される（自己資本は21期と22期の平均を用いる）自己資本当期純利益率（ROE）と サステイナブル成長率（ROEは で求めた数値を用いること）を求めなさい。計算過程を示し、計算結果における表示単位の小数点以下第3位を四捨五入すること。

《問56》 金融商品関連の法令に関する次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。

国民経済の発展と投資者保護に資することを目的とした（ ）では、企業内容等の開示や金融商品取引業者等の行為規制、内部者取引の禁止などの禁止行為等を定めている。金融商品販売業者等に顧客に対する重要事項の説明義務等を課し、その違反により顧客に生じた損害の救済を図っている（ ）では、金融商品販売業者等の無過失責任、顧客の損害額の推定などを定めている。たとえば、金融商品販売業者等から断定的判断の提供を受けて購入した金融商品について元本割れが生じた場合、顧客は、（ ）に基づいて、元本欠損相当額の損害賠償を請求することができる。なお、同様の事例で、消費者が事業者から断定的判断の提供を受け、誤認して金融商品の購入に関する契約を締結した場合、消費者は、（ ）により、当該契約を取り消して購入額の返還を請求することができる。

語句群

民法 商法 銀行法 証券取引法 保険業法
金融商品の販売等に関する法律 消費者契約法 金融商品取引法
犯罪による収益の移転防止に関する法律

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問57》～《問59》）に答えなさい。

《設 例》

小売業を営むX社（資本金100,000千円、青色申告法人、同族会社（特定同族会社、特殊支配同族会社には該当しない）で非上場会社）の平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）における法人税の申告に係る資料は、以下のとおりである。なお、はマイナスを表している。

資料

- 平成22年3月期の損益計算書の一部（末尾抜粋）

税引前当期純利益	15,000千円
法人税・住民税および事業税	20,800千円
当期純利益	5,800千円

- 平成22年3月期の法人税・住民税および事業税に関する事項

(1) 20,800千円の内訳は、以下のとおりである。

平成22年3月期の中間申告分法人税2,000千円、住民税380千円、事業税および地方法人特別税600千円、預金の利子について源泉徴収（特別徴収）された所得税90千円・道府県民税の利子割額30千円、平成22年3月期確定申告の見積納税額17,700千円（未払法人税等の期末残高17,700千円）

(2) 所得税額、道府県民税の利子割額は、当期の法人税額、道府県民税額よりそれぞれ控除することを選択する。

(3) 前期確定申告分法人税4,000千円、住民税760千円、事業税1,200千円は、未払法人税等の期首残高5,960千円を取り崩して支払った。

- 平成22年3月期の役員に関する事項

(1) X社は、取締役（使用人兼務役員ではない）3名に対して、使用人に対する賞与の支給時期に合わせて、3名合計で平成21年7月に5,000千円、平成21年12月に7,000千円をいずれも臨時の給与として支給している。

(2) X社は、取締役Aからその有する土地（通常取引価額30,000千円）を10,000千円で購入し、その購入価額をもって資産に計上した。

なお、X社では、所轄税務署長に対して役員給与の事前確定届出給与の届出は行っていない。

- 平成22年3月期の交際費等に関する事項

当期における交際費等の金額は8,400千円で、全額、損金経理により支出している。

このうち、1人当たり5,000円以下の飲食費等（得意先との会食によるもので、もっぱら社内の者同士で行うものは含まれておらず、所定の事項を記載した書類も保存されている）の合計額200千円が含まれている。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問57》 X社の平成22年3月期の 資料 と以下の 条件 をもとに，同社に係る 略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）の空欄 ～ に入る最も適切な数値を，解答用紙に記入しなさい。なお，別表中の「***」は，問題の性質上伏せてある。また，解答にあたっては，追加経済対策「租税特別措置法の一部を改正する法律」（平成21年6月26日施行）の改正項目について考慮すること。

条件

- ・設例に示されている数値等以外の事項は，いっさい考慮しないこととする。
- ・所得金額の計算上，選択すべき複数の方法がある場合は，X社にとって有利になるような方法を選択すること。

略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）

（単位 千円）

区 分		総 額
当期利益または当期欠損の額		()
加 算	損金の額に算入した法人税（附帯税を除く）	2,000
	損金の額に算入した道府県民税（利子割額を除く）および市町村民税	380
	損金の額に算入した道府県民税利子割額	30
	損金の額に充当した納税充当金	17,700
	役員給与の損金不算入額	()
	交際費等の損金不算入額	()
	土地受贈益認定額	()
	小 計	***
減 算	納税充当金から支出した事業税等の金額	1,200
	小 計	1,200
仮 計		***
法人税額から控除される所得税額		()
合 計		***
欠損金または災害損失金等の当期控除額		
所得金額または欠損金額		()

《問58》 前問《問57》を踏まえ，X社が平成22年3月期の確定申告により納付すべき法人税額を求めなさい。計算過程を示し，答は千円単位とすること。

《問59》 法人税における「欠損金の繰戻しによる還付」に関する次の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を下記の語句群のなかから選び、解答用紙に記入しなさい。ただし、平成21年2月1日以後に終了する事業年度を前提とする。

()等は、青色申告書を提出する各事業年度において生じた欠損金額がある場合には、一定の要件を満たせば、その欠損金をその事業年度開始の日前()年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻して、法人税の還付を受けることができる。

この繰戻し還付の制度は、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金(一定の場合を除く)についてその適用が停止されていたが、平成21年度税制改正によりその一部が復活した。

たとえば、前期に所得金額が1,000千円発生し、これに対して220千円の法人税を納付した場合、当期の欠損金額が800千円生じたときには、この制度の適用を受けると()千円の法人税の還付を受けられることになる。

語句群								
大企業	大法人	中小法人	1	5	7	176	220	800

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問60》～《問62》）に答えなさい。

《設 例》

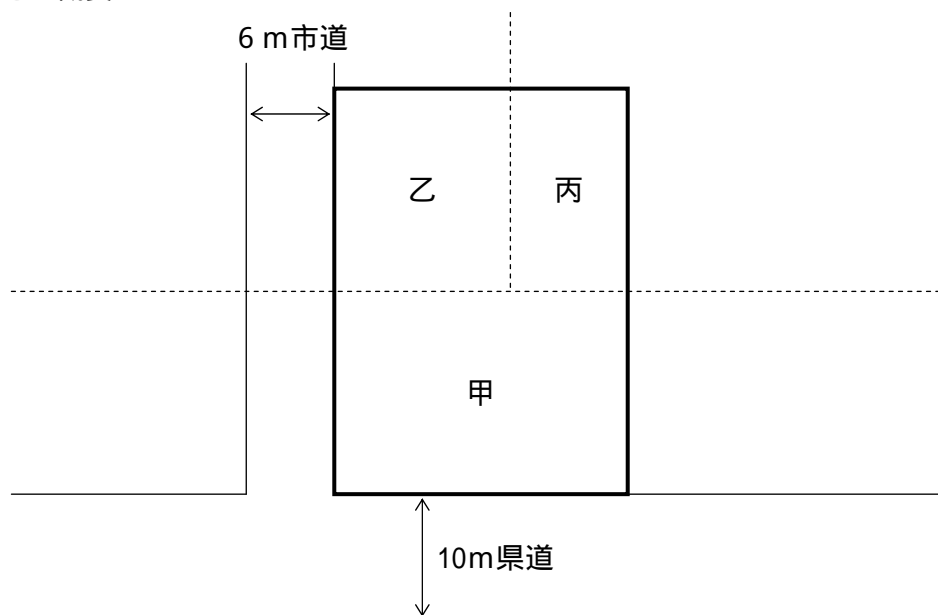
X社は、地元での営業活動を拡大するための拠点として、下記の土地の取得を検討している。X社の代表取締役社長は、平成21年度の税制改正において「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」が創設されたことを知り、下記の土地の取得に関してファイナンシャル・プランナーに相談することにした。

項目 \ 部分	甲の部分	乙の部分	丙の部分
面積	250m ²	150m ²	100m ²
用途地域	商業地域	第1種住居地域	第1種低層住居専用地域
指定建ぺい率	80%	60%	50%
指定容積率	400%	300%	100%
防火規制	防火地域	準防火地域	指定なし

対象地は建ぺい率の計算における特定行政庁の指定を受けた角地である。

容積率の計算上、対象地は道路幅員に特別の数値を乗ずべき指定区域ではない。

土地の概要



上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問60》 創設された「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」に関する次の記述の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、解答用紙に記入しなさい。

法人が、()から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等(棚卸資産を除く)の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長にこの特例の適用を受ける旨の届出書を提出している場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後()に、その法人の所有する他の一定要件を満たす土地等を譲渡したときは、その先行して取得をした土地等について、他の土地等の譲渡益の()相当額(土地等の先行取得が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間内である場合には、100分の60相当額)を限度として、圧縮記帳ができる。

《問61》 X社が設例の土地に、鉄筋コンクリート造の営業所(耐火建築物)を建築する場合、設例の土地に適用される 建ぺい率の上限、容積率の上限を求めなさい。計算過程を示し、答は%表示とすること。

《問62》 X社が土地を取得する際に係る登録免許税および不動産取得税に関する次の記述の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のなかから選びなさい。

X社が土地を取得し、不動産の登記をする際には、登録免許税が課される。課税主体は、国で、課税標準は、原則として各()に備えられている固定資産課税台帳に登録された固定資産税評価額である。平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に登記をする際は、この登録免許税については、土地の売買を原因とする所有権の移転登記に係る登録免許税の税率が、本則では1,000分の()のところを、1,000分の10に減額される。

また、X社が土地を取得した際には、原則として不動産取得税も課される。課税主体は、不動産が所在する都道府県であり、課税標準は、原則として固定資産課税台帳に登録されている固定資産税評価額である。平成24年3月31日までの土地の取得については、標準税率が、本則では100分の4のところを、100分の3とする特例および宅地や宅地比準土地の取得に係る課税標準を価格の()とする特例がある。

語句群							
市町村	法務局	税務署	20	30	40	2分の1	3分の1
6分の1							

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問63》～《問65》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（45歳）は、X社の専務取締役である。X社は、Aさんの父親が35年前に創業した卸売業を営む会社であり、順調に業容を拡大し、現在は従業員（継続勤務）90人を抱える中堅会社にまで成長した。Aさんの父親はAさんを後継者として考えており、Aさん自身も将来、事業を継ぐことを承知している。

とはいえ、Aさんの父親は現在75歳と高齢であり、1年前に体調を崩して入院していることから、Aさんは父親の健康面を心配すると同時に、事業承継を円滑に進めることができるかどうか不安に思っている。

そこでAさんは、今後、経営権を握り思いどおりに経営を進めるために、X社による種類株式の発行および金庫株を活用した既発行株式の買入れを検討することにした。

なお、X社の財務内容、株主構成等は、以下のとおりである。

(1) X社の貸借対照表の要約

資産	1,000百万円	負債	700百万円
		資本金	50百万円
		利益剰余金	250百万円

(2) 発行済株式総数 1,000株（普通株式、すべての株式について1株につき議決権は1つ）

(3) 株主 Aさんの父親 600株、Aさんの母親 100株、Aさん 100株、
Aさんの叔父 100株、Bさん（Aさんの友人） 100株

(4) 繰延資産、資産評価差益はない。

(5) X社は、発行する株式全部について譲渡制限の定めを設けている未上場会社である。

(6) X社の株式評価（相続税評価額）に関する資料

- ・ 会社規模は「中会社の中」に該当する。
- ・ 各比率要素および類似業種の株価（1株当たり資本金等の額50円換算の金額）

	X社	類似業種
1株当たりの年配当金額	5.0円	3.3円
1株当たりの年利益金額	5円	22円
1株当たりの簿価純資産価額	300円	189円
類似業種の株価（課税時期の属する月）	-	158円
類似業種の株価（課税時期の属する月の前月）	-	161円
類似業種の株価（課税時期の属する月の前々月）	-	184円
類似業種の株価（課税時期の属する月の前年平均）	-	206円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問63》 Aさんが検討している種類株式に関する次の記述の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を，解答用紙に記入しなさい。

1．会社法により，きめ細かい種類株式を発行することが可能となった。種類株式とは，株主の権利の内容を異にする株式をいい，会社法では9つの種類株式を定めている。その主なものは次のとおりである。

・ 剰余金配当についての種類株式

剰余金の配当に関する地位の優劣を定めた株式をいう。配当優先株式，配当劣後株式がある。

・ 残余財産の分配についての種類株式

会社の清算時の残余財産の分配に関する地位の優劣を定めた株式をいう。残余財産分配優先株式，残余財産分配劣後株式がある。

・ 議決権制限株式

()において議決権を行使することができる事項について制限のある株式をいう。すべての事項を制限対象とする場合，無議決権株式という。

・ 譲渡制限株式

株式の譲渡に関してその会社の承認が必要である株式をいう。すべての株式に譲渡制限が付いている会社を会社法では()でない株式会社，1株でも譲渡制限が付いていない株式を発行している会社を()という。

2．種類株式のうち，無議決権株式の評価方法（相続税評価額）は，原則として議決権の有無を考慮せずに評価するが，同族株主が相続または遺贈により取得した場合は一定の条件のもとに原則的評価方式による評価額の()%を減額し，この減額した金額を同族株主が当該相続または遺贈により取得した議決権のある株式の原則的評価方式による評価額に加算する（全体の株式評価額は変わらない）ことができる。

《問64》 仮に，Aさんの父親に相続が発生した場合，X社の類似業種比準方式による1株当たりの株価を求めなさい。計算過程を示し，答は円単位とすること。端数処理は，計算過程において各要素別比準割合および比準割合は小数点第2位未満を，1株当たり資本金等の額50円当たりの類似業種比準価額は10銭未満を，X社株式の1株当たりの類似業種比準価額は円未満をそれぞれ切り捨てること。

《問65》 種類株式発行について株主に内々に打診したところ、株主のBさん（Aさんの友人）は継続保有の意思がなく、Aさんに買い取ってほしいとのことである。Aさんは、買取資金がないため、X社が金庫株として買い取することを検討している。

X社が1株当たり200千円でBさん所有の全株（100株）を買い取った場合、Bさんに課税されるみなし配当金額を求め、課税方法を簡潔に説明しなさい。は、計算過程を示し、答は円単位とすること。なお、X社が買い取る1株当たり200千円の価額は、金庫株として適正な時価である。また、Bさんの1株当たりの取得価額は50千円とする。

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

資 料

所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
千円超	千円以下	%	千円
	1,950	5	-
1,950	~ 3,300	10	97.5
3,300	~ 6,950	20	427.5
6,950	~ 9,000	23	636
9,000	~ 18,000	33	1,536
18,000	~	40	2,796

住民税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
千円超	千円以下	%	千円
一律		10	-

公的年金等控除額

受給者の年齢	その年中の公的年金等の 収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳以上の人	3,300千円未満	1,200千円
	3,300千円以上 4,100千円未満	$(A) \times 25\% + 375$ 千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	$(A) \times 15\% + 785$ 千円
	7,700千円以上	$(A) \times 5\% + 1,555$ 千円
65歳未満の人	1,300千円未満	700千円
	1,300千円以上 4,100千円未満	$(A) \times 25\% + 375$ 千円
	4,100千円以上 7,700千円未満	$(A) \times 15\% + 785$ 千円
	7,700千円以上	$(A) \times 5\% + 1,555$ 千円

給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
千円超 千円以下	
1,800	収入金額 $\times 40\%$ (650千円に満たないときは650千円)
1,800 ~ 3,600	収入金額 $\times 30\% + 180$ 千円
3,600 ~ 6,600	収入金額 $\times 20\% + 540$ 千円
6,600 ~ 10,000	収入金額 $\times 10\% + 1,200$ 千円
10,000	収入金額 $\times 5\% + 1,700$ 千円

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円以下	10%	-
10,000千円超 30,000千円以下	15%	500千円
30,000千円超 50,000千円以下	20%	2,000千円
50,000千円超 100,000千円以下	30%	7,000千円
100,000千円超 300,000千円以下	40%	17,000千円
300,000千円超	50%	47,000千円

贈与税の速算表

基礎控除および配偶者控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円以下	10%	-
2,000千円超 3,000千円以下	15%	100千円
3,000千円超 4,000千円以下	20%	250千円
4,000千円超 6,000千円以下	30%	650千円
6,000千円超 10,000千円以下	40%	1,250千円
10,000千円超	50%	2,250千円

普通法人における法人税の税率表

	課税所得金額の区分	税率
資本金または出資金 1 億円超の法人	所得金額	30%
その他の法人	年8,000千円以下の所得金額 からなる部分の金額	18%
	年8,000千円超の所得金額 からなる部分の金額	30%